

文
雇児福発 0316 第1号
平成23年3月16日

各 都道府県
指定都市
中核市 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長


東北地方太平洋沖地震による被災者に対する児童扶養手当等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震による被災者に対する児童扶養手当及び母子寡婦福祉貸付金の対象者への対応等については、下記に御留意の上、特段の御配慮をお願いします。

記

1. 児童扶養手当について

都道府県におかれましては、次の取扱いについて、管内市区町村に周知をお願いしたい。

(1) 4月の定時支払い

児童扶養手当は4月が定時の支払期月に当たるが、今回の災害に当たって支払事務に遅延が生じる場合であつて、次の支払期月より前に支払いが可能となった場合には、随时払い（定時の支払期月である4月、8月、12月以外の月での支払い）により対応する。

なお、旧法分（昭和60年7月31日以前の既認定者等）の支払いについては、既に平成23年3月18日（金）までに対象者データの郵送をお願いしているところであるが、提出期限までに提出できない場合には、扶養手当係までご相談願いたい。

(2) 災害等に係る特例措置

今回の災害に関して、災害その他やむを得ない理由による認定請求の取扱い（児童扶養手当法第7条第2項）及び災害により住宅・家財等の財産についてその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合の所得制限の特例措置（同法第12条）の適用について、十分配慮する。

なお、同法第12条の規定により所得制限の特例措置を講じるためには、当該事由が生じた日から14日以内に児童扶養手当被災状況書を提出することが必要（児童扶養手当法施行規則第3条の2第3項）となっているが、被災状況書が14日以内に提出されなくても、特別な事情がある場合等、被災者の個々の状況に応じて社会通念上許される範囲の期間内に提出されれば、同法第12条による所得制限の特例措置が行

えるものとして取り扱う。

(3) 特例措置に係る添付書類の省略等

被災地から転入してきた者からの認定請求等の受理に当たっては、児童扶養手当法施行規則第26条第4項の規定により「非常災害に際して特に必要があると認めるときは、第一章の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる」とされているので、各自治体においてこれを踏まえて適切な処理を行う。

また、この取扱いにより添付書類の省略等が行われた場合には、後日その書類の提出を求める等、認定事務等の適切な処理を行う。

2. 母子寡婦福祉貸付金について

(1) 被災した母子家庭及び寡婦に対しては、次の趣旨をご理解の上、その利用について周知をお願いしたい。

① 各種資金について、貸付けを受けた者が、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、その支払いを猶予する。この場合、1年以内の支払い猶予期間を設けることができる。また、この猶予期間中は、利子が課せられない。

(母子及び寡婦福祉法施行令第19条)

② 住宅に被害を受けた者について、被災後1年以内に貸し付けられる住宅資金、事業開始資金及び事業継続資金の措置期間を、2年を超えない範囲内において延長することができる。(母子及び寡婦福祉法施行令第8条第5項)

③ 子を扶養していない寡婦の所得制限限度額の適用については、災害等により生活の状態が著しく窮屈していると認められる事情にある者に対し、所得制限の適用の対象としない。(母子及び寡婦福祉法第32条第2項ただし書き)

(2) 「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成23年政令第18号)により、母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例として、特定地方公共団体である都道府県(指定都市及び中核市を含む。)が被災者に対する福祉資金貸付金の財源として国が都道府県に貸し付ける金額が引き上げられている(通常2/3→3/4)。

3. 子育て短期支援事業の短期入所生活援助(ショートステイ)事業

次世代育成支援対策交付金の交付対象事業である子育て短期支援事業のうち、短期入所生活援助(ショートステイ)事業については、次のとおり対応することとし、都道府県におかれましては管内の市区町村や児童養護施設等の実施施設に周知をお願いしたい。

- (1) この事業の対象者について、被災したことにより一時的に養護を必要とする家庭を対象に含める。
- (2) 利用日数等については、災害復旧等の状況を勘案して実情に即して、弾力的な取りを行う。